

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊国分駐屯地
第364会計隊長 片山 智司

下記のとおり一般競争入札を行います。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 等：使用済自動車の売払い
- (2) 規格・数量：内訳書のとおり
- (3) 代金納付期限：令和5年1月31日(火)
- (4) 引 取 期 限：代金納付日から5日以内（令和5年1月31日までに搬出）
- (5) 引 渡 場 所：陸上自衛隊国分駐屯地（廃車置場・3中駐車場・1直支駐車場・重迫駐車場）

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度の全省庁統一競争参加資格「物品の買受け」C等級以上を有する者
なお自動車リサイクル法に基づく引取り業者であり、各都道府県等登録業者であること。また契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官及び陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (7) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する「引取業者の登録」、「フロン類回収業者の登録」、「解体業の許可」及び「破碎業の許可」のすべてを満たす者又は、「取引業者の登録」を満たし、他の3業種を他業者に下請けさせる場合は、入札までに下請負承認申請書を提出し、契約担当官の承認を得た者。

3 契約条項・入札等参加者心得を示す場所

陸上自衛隊国分駐屯地、西部方面隊ホームページ

（ホームページアドレス <https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/wae/info/nyusatu/wa.fin/index.htm>）

4 入札説明会：実施しない。（ただし、希望者は個別に対応する。）

5 競争入札の場所及び日時

- (1) 場 所：陸上自衛隊国分駐屯地第364会計隊 入札室
- (2) 日 時：令和4年11月30日（水）11時00分

6 落札決定方法

総額が、当隊所定の予定価格を超えた最高額入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最高入札者が2人以上の場合はくじ引きにより落札者を決定する。

7 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金：免除
ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金：免除

ただし、契約者が契約上の義務を履行しない場合は、落札金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

8 入札の無効

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札。
- (2) 入札金額、入札者氏名及び押印が判明し難いもの。
- (3) 電話・電報・FAXによる入札。
- (4) その他入札に関する条件に違反した入札。
- (5) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合、又は暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合。

9 契約書等の作成

特に示された場合を除き落札決定後、遅滞なく契約書を作成する。

契約書には、「売払い物品の解体に関する特約条項」を付するものとする。

10 損害賠償請求

車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の10%に相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。

11 入札書に関する事項

- (1) 入札書については、令和4年11月18日(金)までに受領すること。
- (2) 入札等参加者心得を確認した上で「(当社、私、当団体)は入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と余白に記入すること。記載がない場合は、競争参加者等として認めません。
- (3) 入札書は消費税抜きの金額を記入すること。

12 その他

- (1) 入札を代表者以外の方に委任する場合は、入札前に委任状を提出すること。
- (2) 郵便により入札に参加する場合は、送付用封筒に必ず「(入札日時及び入札件名 入札書在中)」の記載をし令和4年11月29日(火)17時00分までに必着するように「書留」で郵送すること。
- (3) 入札参加を希望する者は、入札までに競争参加資格審査結果通知書(写)及び自動車リサイクル法に基づく各都道府県等引取業者登録・許可証(写)を提出すること。
- (4) 市場調査価格(下見積書)を令和4年11月18日(金)17時00分までに提出すること。
(任意ではありますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。)
- (5) 入札日当日(郵便入札があった場合)に不調となり再度入札を行う場合は、令和4年12月7日(水)11時00分を再度入札の執行日時とし、再度入札に係る入札書を郵送する場合は、再度入札の前日までに必着とする。(電話・電報は認めない。)なお、再度入札を執行する場合は、初度入札者にその旨を通知する。
- (6) 当該売払車両の部品を輸出する場合は、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要となります。

13 入札に関する問い合わせ先

〒899-4392

鹿児島県霧島市国分福島2丁目4番14号

陸上自衛隊国分駐屯地 第364会計隊契約班 担当：三本

TEL 0995-46-0350(内線636) FAX 0995-46-4076

14 仕様書及び内訳書に関する問い合わせ先

陸上自衛隊国分駐屯地業務隊補給科補給班 担当：上津(内線713)